

あなたの夢の実現に向けて!!

創業塾

受講料
無料



9月・10月 各コース20名

受講者募集中!!
(定員20名)

産業競争力強化法に基づく創業支援事業です。
久山町・粕屋町・篠栗町・新宮町において創業を目指す方、創業して間もない方を支援します!



こんな方にお勧めします…

- 創業したいけど…… 知らないことが多すぎて何からはじめたらいいのか
- 創業前に…… 基本的な経営知識を身につけたい方
- 創業はしたけど…… なかなか思い通りに事業が進まない方

特定創業支援事業者の証明について

創業塾の全講義を受講し、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識を習得した上で、およそ1ヶ月の個別指導を経て事業計画書または創業計画書(融資添付書類)を策定した方を特定創業支援事業による支援を受けた創業者として町(※創業を予定している町)が証明します。この証明を受けた方が、創業時に下記の支援措置を受ける事が出来ます。

- 証明を受けたい方は、所定の申請書に必要事項をご記入の上、創業を予定している町の担当窓口へご提出下さい。特定創業支援事業を実施している4町の商工会から支援内容等を確認の上、証明書を発行致します。

5つのメリット

◆「創業補助金」「事業承継補助金」申請の要件に該当

◆登録免許税の軽減

会社を設立する際には、創業時に登記に係る登録免許税が半分に軽減されます。例えば、株式会社の場合、資本金の0.7%が0.35%に軽減されます。(最低税額15万円の場合は、7.5万円に軽減)

◆公庫融資における自己資金要件の充足

日本政策金融公庫の「新創業融資制度」(原則、無担保、無保証人の融資制度)を利用する際に、創業資金総額の1/10以上の自己資金が確認できることが必要ですが、充足していると見なされ融資を申請することが出来ます。

◆創業関連保証の限度額の拡充

創業関連保証の枠が、1,000万円から1,500万円に拡充

◆創業関連保証の対象の拡大

創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証が、事業開始6ヶ月前から利用可能に



(創業支援事業計画についての各町の問い合わせ先)

事業実施団体 / 久山町商工会 092-976-1024 粕屋町商工会 092-938-2456
新宮町商工会 092-963-4567 篠栗町商工会 092-947-4141
福岡地域中小企業支援協議会

主催 / 久山町役場・粕屋町役場・新宮町役場・篠栗町役場